第九条の八の五の見出し中「第五十三条第三十三項第三号に規定する」を「第五十三条第三十五項第三号の」に改め、同条中「第五十三条第三十三項第三号」を「第五十三条第三十五項第三号」に改める。

第九条の八の六の見出し中「第五十三条第三十五項に規定する」を「第五十三条第三十七項の」に改め、同条第一項中「第五十三条第三十五項」を「第五十三条第三十七項」に改める。

第九条の九の見出し中「第五十三条第三十五項に規定する」を「第五十三条第三十七項の」に改め、同条第一項中「第五十三条第三十五項」を「第五十三条第三十七項」に、「においては、同条第三十三項」を「には、同条第三十五項」に改め、同条第二項中「金額について」の下に「、それぞれ」を加える。

第九条の九の二第一項中「第五十三条第三十六項」を「第五十三条第三十八項」に改める。

第九条の九の三第一項中「においては」を「には」に改め、同項第一号中「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第二十八項」に、「同条第二十八項」を「同条第三十項」に、「同条第二十九項」を「同条第三十一項」に、「）において」を「）の規定により」に、「にあつては」を「には」に、「第五十三条第二十七項」を「第五十三条第二十九項」に改め、同項第二号中「第五十三条第二十六項又は第二十七項」を「第五十三条第二十八項又は第二十九項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項中「金額について」の下に「、それぞれ」を加える。

第九条の十の次に次の一条を加える。

（法人の道府県民税に係る納期限の延長の場合における延滞金の計算）

第九条の十の二　第九条の九の六第一項から第三項までの規定は、法第六十五条第二項及び第五項において準用する法第五十六条第四項の規定による延滞金の計算について準用する。

2　前条第一項及び第二項の規定は、法第六十五条第三項及び第六項において準用する法第六十四条第三項の規定による延滞金の計算について準用する。

第十条第一項中「場所は、」の下に「国内（同号ただし書に規定する国内をいう。以下この条において同じ。）にある」を加え、同項第一号を次のように改める。

一　事業の管理を行う場所、支店、事務所、工場又は作業場

第十条第一項第二号中「鉱山」の下に「、石油又は天然ガスの坑井」を加え、同項第三号中「で前二号に掲げる場所に準ずるもの」を削り、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　法第七十二条第五号ロに規定する政令で定めるものは、外国法人等（外国法人（同号ただし書に規定する外国法人をいう。以下この節において同じ。）又は国内に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人をいう。以下この条において同じ。）の国内にある長期建設工事現場等（外国法人等が国内において長期建設工事等（建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供で一年を超えて行われるものをいう。以下この項及び第六項において同じ。）を行う場所をいい、外国法人等の国内における長期建設工事等を含む。同項において同じ。）とする。

3　前項の場合において、二以上に分割をして建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供（以下この項及び第五項において「建設工事等」という。）に係る契約が締結されたことにより前項の外国法人等の国内における当該分割後の契約に係る建設工事等（以下この項において「契約分割後建設工事等」という。）が一年を超えて行われないこととなつたとき（当該契約分割後建設工事等を行う場所（当該契約分割後建設工事等を含む。）を前項に規定する長期建設工事現場等に該当しないこととすることが当該分割の主たる目的の一つであつたと認められるときに限る。）における当該契約分割後建設工事等が一年を超えて行われるものであるかどうかの判定は、当該契約分割後建設工事等の期間に国内における当該分割後の他の契約に係る建設工事等の期間（当該契約分割後建設工事等の期間と重複する期間を除く。）を加算した期間により行うものとする。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りでない。

4　外国法人等の国内における次の各号に掲げる活動の区分に応じ当該各号に定める場所（当該各号に掲げる活動を含む。）は、第一項に規定する政令で定める場所及び第二項に規定する政令で定めるものに含まれないものとする。ただし、当該各号に掲げる活動（第六号に掲げる活動にあつては、同号の場所における活動の全体）が、当該外国法人等の事業の遂行にとつて準備的又は補助的な性格のものである場合に限るものとする。

一　当該外国法人等に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること　当該施設

二　当該外国法人等に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること　当該保有することのみを行う場所

三　当該外国法人等に属する物品又は商品の在庫を事業を行う他の者による加工のためにのみ保有すること　当該保有することのみを行う場所

四　その事業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、第一項各号に掲げる場所を保有すること　当該場所

五　その事業のために前各号に掲げる活動以外の活動を行うことのみを目的として、第一項各号に掲げる場所を保有すること　当該場所

六　第一号から第四号までに掲げる活動及び当該活動以外の活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、第一項各号に掲げる場所を保有すること　当該場所

5　前項の規定は、次に掲げる場所については、適用しない。

一　第一項各号に掲げる場所（国内にあるものに限る。以下この項において「事業を行う一定の場所」という。）を使用し、又は保有する前項の外国法人等が当該事業を行う一定の場所において事業上の活動を行う場合において、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき（当該外国法人等が当該事業を行う一定の場所において行う事業上の活動及び当該外国法人等（国内において当該外国法人等に代わつて活動をする場合における当該活動をする者を含む。）が当該事業を行う一定の場所以外の場所（国内にあるものに限る。イ及び第三号において「他の場所」という。）において行う事業上の活動（ロにおいて「細分化活動」という。）が一体的な業務の一部として補完的な機能を果たすときに限る。）における当該事業を行う一定の場所

イ　当該他の場所（当該他の場所において当該外国法人等が行う建設工事等及び当該活動をする者を含む。）が当該外国法人等の恒久的施設に該当すること。

ロ　当該細分化活動の組合せによる活動の全体がその事業の遂行にとつて準備的又は補助的な性格のものでないこと。

二　事業を行う一定の場所を使用し、又は保有する前項の外国法人等及び当該外国法人等と特殊の関係にある者（国内において当該者に代わつて活動をする場合における当該活動をする者（イ及び次号イにおいて「代理人」という。）を含む。以下この項において「関連者」という。）が当該事業を行う一定の場所において事業上の活動を行う場合において、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき（当該外国法人等及び当該関連者が当該事業を行う一定の場所において行う事業上の活動（ロにおいて「細分化活動」という。）がこれらの者による一体的な業務の一部として補完的な機能を果たすときに限る。）における当該事業を行う一定の場所

イ　当該事業を行う一定の場所（当該事業を行う一定の場所において当該関連者（代理人を除く。以下イにおいて同じ。）が行う建設工事等及び当該関連者に係る代理人を含む。）が当該関連者の恒久的施設（当該関連者が内国法人又は国内に主たる事務所若しくは事業所を有する個人である場合には、恒久的施設に相当するもの）に該当すること。

ロ　当該細分化活動の組合せによる活動の全体が当該外国法人等の事業の遂行にとつて準備的又は補助的な性格のものでないこと。